

介護予防・日常生活支援総合事業運営規程

(事業の目的)

第1条 東西しらかわ農業協同組合が開設するいきいき福祉センター（以下「事業所」という。）が行う訪問型独自サービス（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者等が、要支援状態にある高齢者に対して、適正な訪問型独自サービスの提供を行うことにより、要支援状態等の高齢者および家族が安心して、自立した日常生活が営まれることを目的とする。

(運営方針)

- 第2条** 事業の介護予防・日常生活支援総合事業者は、要支援状態等に対して、次の訪問型独自サービスを提供することにより、利用者の社会的孤立感の解消および心身機能の向上を図るとともに、その家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
- 2 要支援状態の高齢者に対して、本人が自力で家事等を行うことが困難な場合であり、家族や地域による支え合いや他の福祉施策などの代替サービスが利用できない場合に、高齢者の自立を支援し、その家族と安心して日常生活が営めるよう生活の質の向上に資することを目的として、事業所の訪問介護員等は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じた自立した生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他生活全般にわたる援助を行う。
 - 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

- 第3条** 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。
- 1 名 称 東西しらかわ農業協同組合 いきいき福祉センター
 - 2 所在地 福島県東白川郡棚倉町大字流字中豊88番地

(従業者の職種・員数及び職務内容)

第4条 事業所に配置する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者
 - (1)専らその職務に従事する常勤の管理者を1名配置する。ただし、本事業の管理上支障がない場合は他の職務と兼務することができる。
 - (2)管理者は本規程の目的及び運営方針を達成するため、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに必要な指揮命令を行う。
- 2 サービス提供責任者
 - (1)サービス提供責任者の配置については、介護保険法指定基準の人員、設備基準、資格要件を満たした者とする。
 - (2)サービス提供責任者は、訪問型独自サービス計画書の作成、訪問型独自サービスの利用申込に係る調査、訪問介護員等に対する技術指導などのサービス内容

の管理を行うものとする。

3 訪問介護員等

(1)事業を行なうために、訪問介護員等を常勤換算で 2.5 名以上配置し、事業量に応じて適切な人員を配置する。

(2)訪問介護員等は、介護福祉士、看護師及び資格要件を満たした者とする。

(3)訪問介護員等は、サービス提供責任者の指示に従って、訪問型独自サービスを提供する。

4 事務員

(1)事務職員を兼務で 1 名配置する。

(2)必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

ただし、管理者が必要と認めた場合は、営業日・営業時間、及び休業日・休業時間を変更することができる。

指定訪問介護の事務取扱日および取扱時間は、月曜日から金曜日で、午前 8 時 30 分から午後 5 時までとし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律で定める日及び 12 月 31 日、1 月 1 日から 3 日までを休業日とする。

2 指定訪問介護事業所（訪問介護員等）は、月曜日～日曜日を営業日とし、営業時間を 3 区分に分け①早朝を午前 6 時～午前 8 時、②通常を午前 8 時～午後 6 時、③夜間を午後 6 時～午後 9 時までとする。

電話等により、24 時間常時連絡が可能な体制とする。

3 第 5 条 2 項の利用料について、早朝（6 時～8 時）並びに夜間帯（18 時～21 時）は 25%加算、深夜帯は 50%加算するものとする。

(事業内容)

第 6 条 事業の内容は次のとおりとする。

1 生活援助

2 身体介護

(利用料等その他の費用の額)

第 7 条 事業の提供した場合の利用料の額は、

当該市町村の定めた料金に準ずる。

当該利用者の介護負担割合に準ずる。

2 初回加算とは、新しく当 JA のサービスを開始する利用者に対し適用するものとする。もしくは、過去 2 ヶ月間サービスを受けておらず、再度サービスを開始する利用者に対し適用するものとする。

3 緊急時加算とは、利用者やその家族から要請を受けて、サービス提供責任者が、ケアマネジャーとの協議の上、居宅サービス計画にない身体介護を緊急に行った場合、利用者に対し適用するものとする。

4 生活機能向上連携加算とは、サービス提供責任者が、訪問リハビリステーション

事業所の理学療法士、作業療法士又は、言語聴覚士（以下「理学療法士等」という）による訪問リハビリテーションと同行し、理学療法士等と共同して行ったアセスメント結果に基づき訪問介護計画を作成し、当該理学療法士等と連携して訪問介護計画に基づくサービス提供を行い、当該計画に基づく初回の訪問介護が行われた日から3ヶ月間、利用者に対し適用するものとする。

- 5 介護職員処遇改善加算とは、介護職員処遇改善加算金相当分を介護報酬に円滑に移行し適用するものとする。
- 6 特定事業所加算Ⅰ～Ⅳについては、算定要件（体制要件、人材要件、重要対応要件）の該当する項目によって区分される。
- 7 通常の事業の実施地域を超える場合は、実費相当の交通費を請求できるものとする。
- 8 事業の実施範囲を超えて行う事業に要した交通費は、その実費を徴収する。
なお、自動車を使用した場合は、次の額を徴収する。
①通常実施地域の境界から片道1キロメートルごと 35円
- 9 前項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容および費用について説明を行い、利用者に対し、支払を同意する旨の文書に記名押印をうけるものとする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業実施地域は、白河市、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、埴町、鮫川村、浅川町の区域とする。

（緊急時等における対応方法）

第9条 訪問介護員等は、訪問型独自サービスを実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主事医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

（研修体制について）

第10条 訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また、そのための業務体制を整備する。

（設備及び備品など）

第11条 事業の運営を行うために、必要な広さの専門区画を設けるとともに、訪問型独自サービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備える。

（内容及び手続きの説明及び同意）

第12条 訪問型独自サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、本規程の概要、訪問介護職員等の勤務体制、その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、文書で同意を得るものとする。

(提供拒否の禁止)

第13条 当事業所は、正当な理由なく訪問型独自サービスの提供を拒むことはできない。

(サービス提供困難時の対応)

第14条 通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な訪問型独自サービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る地域包括支援センターへの連絡、適当な訪問型独自サービス事業者等の紹介その他必要な措置を速やかに講じるものとする。

(受給資格等の確認)

第15条 訪問型独自サービスの提供を求められた場合は、その者の提供する被保険者証によって被保険者資格、要支援認定等の有無及び要支援認定等の有効期間を確認するものとする。

2 前項の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、同意見に配慮して、訪問型独自サービスを提供するよう努めるものとする。

(要支援認定等の申請に係る援助)

第16条 指定介護予防訪問介護の提供の開始に際し、要支援認定等を受けていない利用申込者については、要支援認定等の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の同意を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行なうものとする。

2 介護予防支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定等の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定等の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとする。

(心身の状況等の把握)

第17条 訪問型独自サービスの提供に当たっては、利用者に係る地域包括支援センターが開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとする。

(地域包括支援センター等との連携)

第18条 訪問型独自サービスを提供するに当たっては、地域包括支援センターその他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

2 訪問型独自サービスの提供の終了に関しては、利用者またはその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る地域包括支援センターに対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

第19条 訪問型独自サービスの提供の開始に際し、訪問型独自サービス計画が作成さ

れていない場合は、当該利用申込者又はその家族に対し、訪問型独自サービス計画の作成を地域包括支援センターに依頼する旨を市町村に対して届けること等により、訪問型独自サービスの提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、地域包括支援センターに関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行うものとする。

(訪問型独自サービス計画の作成)

- 第20条** サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問型独自サービスの目標や目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問型独自サービス計画書を作成しなければならない。
- 2 訪問型独自サービス介護計画書は、既に地域包括支援センターサービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿って作成しなければならない。
 - 3 サービス提供責任者は、訪問型独自サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
 - 4 サービス提供責任者は、訪問型独自サービス計画を作成した際には、訪問型独自サービス計画を利用者に交付しなければならない。
 - 5 サービス提供責任者は、訪問型独自サービス計画の作成後、訪問型独自サービス計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて訪問型独自サービス計画の変更を行わなければならない。

(介護予防のための効果的な支援)

- 第21条** 訪問型独自サービスを提供するに当たり、次の基本方針と具体的方針に基づき、訪問型独自サービスを提供しなければならない。

(1)基本方針

- ①利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に関するサービス提供を行うこと
- ②利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うこと
- ③利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこと

(2)実施手順に関する具体的方針

- ①サービス提供の開始にあたり利用者の心身状況等を把握すること
- ②個々のサービス目標、内容、実施期間を定めた個別計画を策定すること
- ③個別計画の作成後、個別計画の実施状況の把握（モニタリング）をすること
- ④モニタリング結果を地域包括支援センターへ報告すること

(訪問型独自サービス計画等の変更の援助)

- 第22条** 利用者が訪問型独自サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る地域包括支援センターへの連絡その他の必要な援助を行うものとする。

(身分を証する書類の携行)

- 第23条** 訪問介護員等は、身分を証する書類を携行し、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第24条 サービスを提供した際には、その提供日、提供時間、提供した具体的なサービスの内容、その他必要な事項を記録する。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第25条 法定代理受領サービスに該当しない訪問型独自サービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した訪問型独自サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付するものとする。

(利用者に関する市町村への通知)

第26条 当事業所は、訪問型独自サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

- (1) 正当な理由なしに訪問型独自サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(訪問介護員等の資質向上)

第27条 当事業所は、訪問介護員等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後2ヶ月以内
- (2) 継続研修 年2回以上

(衛生管理等)

第28条 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理のため、採用時及び採用後は毎年1回健康診断を受けさせる。

- 2 当事業所の施設、感染予防のための設備又は備品等について衛生的な管理を行うものとする。
- 3 サービスの提供を行う訪問介護員等は、感染予防のため主に次の事項を励行するものとする、とともに感染症が発生又はまん延しないように必要な措置を講じるものとする。
 - (1) 手指の洗いとうがいをする。
 - (2) 作業着の交換と洗濯をする。
 - (3) 利用者の状況に応じてゴム手袋を使用する。
- 4 訪問介護員等は、1日のサービス実施前に健康状態等を管理者等に報告し、サービスの従事することの可否について判断を仰ぐものとする。

(掲示・開示)

第29条 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

- 2 当事業所は、行政庁が実施する「介護サービス情報公表制度」に基づき、当事業所の事業内容等に関する情報を開示する。

(秘密保持等)

第30条 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密をもらしてはならない。

2 従業者であった者は、訪問介護員でなくなった後においても、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密をもらしてはならない。

3 サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第31条 当事業所について広告をする場合において、その内容が虚偽又は誇大なものにならないよう十分配慮して行うものとする。

(地域包括支援センターに対する利益供与の禁止)

第32条 地域包括支援センター又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益の供与を禁止するものとする。

(苦情処理)

第33条 提供した訪問型独自サービスに係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情受付窓口を設置し、苦情を受付けた場合には、所定の用紙に内容等記録しなければならない。

2 提供した訪問型独自サービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

また、市町村からの求めがあった場合には、改善の内容を市町村に報告しなければならない。

3 提供した訪問型独自サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同様の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

また、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第34条 利用者に対する訪問型独自サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センターに連絡を行う等の措置を講じるとともに、管理者に報告するものとする。また、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録するものとする。

- ２ 当事業所は、利用者に対する訪問型独自サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（虐待防止に関する事項）

第 35 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じるものとする。

- （１）虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- （２）利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- （３）その他虐待防止のために必要な措置

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

（身体拘束）

第 36 条 事業者は、利用者に対する身体拘束その他行動を制限する行為を行わない。但し、当該利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行うものとする。

（会計の区分）

第 37 条 事業の会計は、その他の事業会計と区分する。

（記録の整備）

第 38 条 当事業所は、訪問介護職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとするものとする。

- ２ 利用者に対する訪問型独自サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。
- ① 訪問型独自サービス計画書
 - ② 提供した具体的なサービス内容等の記録
 - ③ 市町村への通知に関わる記録
 - ④ 苦情の内容等の記録
 - ⑤ 事故の状況及び事故に際して採った処置の記録

（その他）

第 39 条 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は組合長が定めるものとする。

（規程の改廃）

第 40 条 本規程の改廃は、理事会による。

附則

本規程は、平成３０年４月１日から施行する。

この規程の改正は、令和３年５月１日から施行する。

この規程の改正は、令和６年４月１日から施行する。

この規程の変更は、令和６年５月２９日から施行する。